

別記 1

## 大店立地法に基づく説明会開催の回数について

第 1 奈良県大規模小売店舗立地法運用手続要綱第 9 条に定める大規模小売店舗立地法第 7 条第 1 項に基づく説明会の開催回数は、下表のとおり店舗面積の区分に応じ定める。

表

店舗面積	1 万㎡未満	1 万㎡以上
回数	1 回	2 回

第 2 複数回開催する場合においては、平日の夜間（午後 7 時から 9 時）とこれと異なる土休日に、必ず実施する。

第 3 県は、周辺の生活環境に与える影響が大きく、相当数の参加者数を見込む場合においては、第 1 に定める店舗面積の区分にかかわらず、3 回を上限として、開催回数を指定することができる。

第 4 県は、変更届出において店舗面積が 1 万㎡以上の場合であって、周辺の生活環境に与える影響が小さいと認める場合は、開催回数を減じて指定することができる。

## 別記 2

### 大店立地法に基づく説明会を掲示に代える基準について

奈良県大規模小売店舗立地法運用手続要綱第10条第1項に基づき、掲示による説明会の承認を検討するものは、次に示す基準を満たす場合とする。

#### <基準>

- (1) 夜間の時間帯である午後10時から午前6時にかからない以下の変更。
  - ・ 開店時刻の繰り上げ又は閉店時刻の繰り下げ
  - ・ 駐車場の利用時間の変更
  - ・ 荷さばき施設における荷さばき利用可能時間帯の変更
  
- (2) 店舗に附属する施設の位置の変更で、周辺地域の生活環境に与える影響がほとんどないもの。
  
- (3) 駐車場の出入口の数・位置の変更で、周辺地域の生活環境に与える影響がほとんどないもの。